



「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金
「定額減税補足給付金（不足額給付）」のご案内

定額減税 補足給付金

不

足

額

給

付

ふ そ く が く き ゅ う ふ

定額減税補足給付金（不足額給付）とは？

定額減税補足給付金「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付^(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

(注) 昨夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、定額減税補足給付金（当初調整給付）を支給しております。

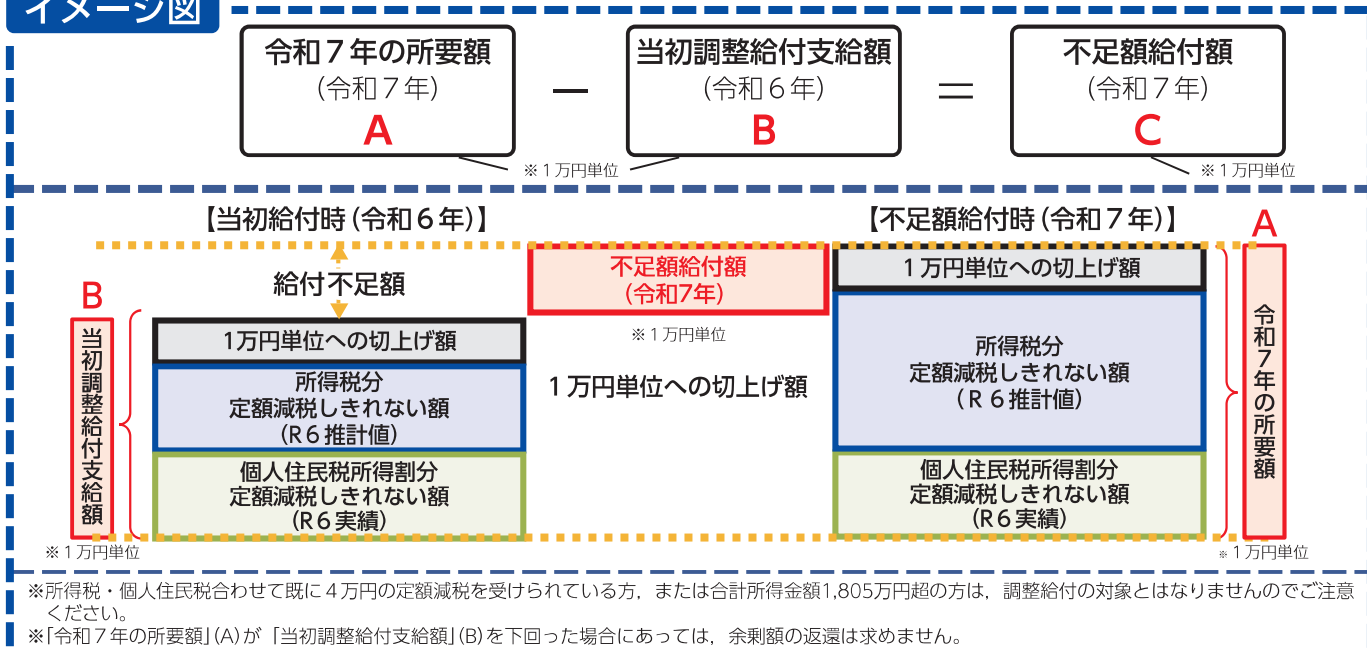
以下のいずれかの要件に当てはまる方へ支給されます

不足額給付Ⅰ

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給。

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

イメージ図



不足額給付Ⅱ

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円。

以下のいずれの条件も満たす方

- 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円（≡本人として定額減税対象外）
- 税制度上、「扶養親族等」の対象外（合計所得金額48万円超又は、青色事業専従者若しくは事業専従者（白色）の方）（≡扶養親族等としても定額減税対象外）
- 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

給付金の支給手続き

(1)水戸市で令和6年度、7年度の課税情報を把握している方



確認書が届きます

- 給付対象となる可能性が高い方には、水戸市から**確認書が届きます**。
- 確認書の内容を確認し、該当する箇所へチェック及び必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒で**返送してください**。

返送期限：令和7年10月31日（金）

※当日消印有効

オンラインの手続きが便利です！

確認書に記載の二次元コードから簡単に手続きができます。オンラインの手続きなら確認書の返送は不要です！

(2)令和6年1月2日以降に転入された方など、水戸市で令和6年度の課税情報を把握していない方



申請が必要です

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です**。
- 不足額給付Ⅰの給付対象となる可能性のある方には水戸市から**申請書が届きます**。御自身が対象と思われる方は、該当する箇所へチェック及び必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒で**必要書類を添付して申請してください**。

申請期限：令和7年10月31日（金）

※当日消印有効

！ ご注意

申請書が届いた方でも、令和6年度の課税状況や当初調整給付の受給状況によっては、支給要件を満たさずに不足額給付を受給できない場合があります。

申請書に添付する必要書類は **不足額給付Ⅰ** と **不足額給付Ⅱ** では異なります！

申請書及び水戸市のホームページをよくご確認ください。

【申請書設置場所】水戸市臨時特別給付金室（市役所3階会議室306）、福祉総務課（市役所3階）、各出張所、各市民センター。※水戸市ホームページからもダウンロードできます。



水戸市の
ホームページ

！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、都道府県や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

水戸市臨時特別給付金
コールセンター



0120-583-300
(フリーダイヤル)

受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日を除く）